

令和6年1月18日
原子力安全対策課
(05-33)
<13時資料配付>

新型転換炉原型炉ふげんの原子炉設置変更許可について
(「使用済燃料の処分の方法」の記載内容の変更)

このことについて、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から下記のとおり連絡を受けた。

記

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、仏国での使用済燃料の再処理により回収される核燃料物質の取扱いについて明確化するため、令和5年7月28日、原子力規制委員会に対し、「使用済燃料の処分の方法」の記載内容を変更する原子炉設置変更許可申請を行った。

この申請に対し、令和6年1月17日付けで原子力規制委員会から原子炉設置変更許可を受けた。

○「使用済燃料の処分の方法」の記載内容の変更

変更前：使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。

変更後：使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。

国外において再処理を行う場合、再処理により回収されるプルトニウムは、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の許可を有する原子力事業者に平和利用の目的のみに譲り渡す。

問い合わせ先（担当：有房）
内線 2361・直通 0776(20)0315

(参考)

原子炉設置変更許可申請に係る経緯

○「使用済燃料の処分の方法」の記載内容の変更

令和5年7月28日	原子力機構は、原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会に提出
令和5年11月16日	原子力機構は、原子炉設置変更許可申請書の補正書を原子力規制委員会に提出
令和5年11月29日	原子力規制委員会は、当該設置変更許可申請に対する審査の結果の案を取りまとめるとともに、原子力委員会、文部科学大臣および経済産業大臣への意見聴取の実施を決定
令和6年1月17日	原子力規制委員会は、審査の結果の案に対する原子力委員会、文部科学大臣および経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、原子力機構に対し、原子炉設置変更を許可